

お客様各位

ソフトバンクモバイル株式会社

重要事項説明書

本書はお客様に屋内無線基地局サービス（以下「本サービス」といいます）の申し込みを頂くにあたり、同封の携帯電話無線基地局設備利用規約（以下「本規約」といいます）の重要事項についてご説明するものです。十分な内容をご熟読・ご理解の上、本サービスをお申し込み下さいよう、お願い申し上げます。

1. 本サービス利用可能場所

- ・本サービスは、お客様が事業目的で所有、賃借または管理する建物内での利用に限らせて頂きます。

2. 無線基地局設備の取扱い

- ・無線基地局設備は弊社の資産であり、お客様は本規約の各条項及び弊社の指示に従い、無線基地局設備を適切な方法で使用、管理していただきます。
- ・本契約が終了した場合は、お客様は無線基地局設備を返却し、撤去工事に協力して頂きます。

3. 電波障害あるいは電波改修できない場合の措置

- ・電波障害が発生した場合はその恐れがある場合、本サービス利用中であっても、弊社はお客様に事前の通知なく遠隔制御する場合、もしくは入館手続をとった上で設備の機能を停止する場合がございます。
- ・本サービスは、設置環境等によっては電波状況を改修できない場合がございます。その場合、弊社の判断と責任で遠隔制御による設備の機能停止もしくは契約を解約し、設備を撤去（※1）させて頂く場合がございます。

※1：撤去工事は弊社が行い、内容は、弊社設備とその付帯物の撤去となります。状況や条件により設置工事の際に開口工事が必要となる場合が一部ございますが、この場合の開口部に対してはパテ埋め施工を行います。

4. 電力の利用

- ・本サービスに伴う電力は、お客様にてご提供頂きます。

5. 設置機器がフェムトセル機器の場合のご注意

- ・運用者変更制度の手続きのため、お客様の法人名、住所、連絡先、ご担当者名等を総務省に届出致します。
- ・フェムトセル基地局経由でのご利用においては、携帯電話通信サービスのうち一部のサービスに差分・制限がございます。
- ・運用者変更制度の手続きを弊社に頂いていない方、または運用者として登録されても弊社の許可を得ていない方が、電源のON/OFF や機器の移動など本規約に定める禁止事項を行った場合、電波法に基づく罰則を受けける場合がございます。

6. 費用が発生する場合

以下の場合は、お客様にて費用が発生する場合がございます。

- (1)機器設置完了後のお客様のご都合による移設（※2）
- (2)契約違反等により弊社にお申し込み頂いて成立した契約が解除され、設置機器を撤去する場合。なお、撤去工事の内容は3項の（※1）と同様です。

※2：移設とは、一度設置した弊社機器を他の場所に移して利用することをいいます。但し、移設の範囲は同一建物の同一フロア内であって、かつ弊社が移設可能と判断した場合に限らせて頂きます。移設をご要望される場合、弊社に対して2ヶ月前までにご連絡が必要です。

7. サービスを終了する場合

本サービスを終了する場合、弊社が設備機器の撤去を行います。その場合の費用は6項（2）の場合を除き無償です。但し撤去の2ヶ月前までに弊社への連絡が必要です。なお、撤去工事の内容は3項の（※1）と同様です。

8. 損害賠償請求が発生する場合

お客様が設備を滅失・紛失・盗難した場合（※3）

※3：但し地震、洪水、火災等の天災その他不可抗力等が原因の場合は除きます。

9. 反社会的勢力ではないことの表明保証

お客様には、反社会的勢力（①暴力団、②暴力団関係企業、③総会屋、その他弊社規約第29条に定める団体等）でないことを保証していただきます。なお万一反社会的勢力であることが判明した場合、弊社は、成立した契約を解除することができます。

携帯電話無線基地局設備利用申込書

ソフトバンクモバイル株式会社 殿

貴社の無線通信サービス用の屋内電波改修策のために、重要事項説明書の内容について理解しましたので、同封の携帯電話無線基地局設備利用規約（Ver2.0）等に同意し、本サービスを申し込み致します。

申込日		平成 27年 6月 30日		
契約者情報	住所	〒102-8651 東京都千代田区麹町4番2号		
	カナ	サイコウサイパンショ		
	社名	最高裁判所		
	部署名	事務局経理課		
代表者	役職	カナ	カサイ ユキヒコ	
		氏名	笠井 之彦	
設置場所情報	住所			
	店名			
	部署名	事務局経理課		
*2 担当者	氏名	齊藤祐一	連絡先	TEL
利用期間	本サービス申込月より毎月2年。※期間満了の2ヶ月前までに利用終了の申し込みをしないときは、さらに1年間更新されます。			

*1 設置拠点の代表者（支店長・所長・部長）が代表者名欄に記入する場合、必ず氏名を自署でご記入して下さい。

*2 契約者住所と機器設置先住所が同一の場合は、設置場所住所と店名・部署名は同じとご記入下さい。但しその場合は担当者の氏名・連絡先TELは必ずご記入下さい。

*3 個人の押印の場合、シャチハタは不可です。

*4 左の名刺欄に三上印を押印する場合でも、申込者が法人の場合、契約書類に法人の押印、個人申込生では、住居表示が必要です。

*5 個人印のお申込みで、以下の条件に該当する場合、弊社より確認のお電話を差し上げる場合がございます。

*6 1の役職の方の名前への貼付がない場合。

*7 公共料金の請求書が添付されていない場合。

お客様各位

ソフトバンクモバイル株式会社

重要事項説明書

本書はお客様に屋内無線基地局サービス（以下「本サービス」といいます）の申し込みを頂くにあたり、同封の携帯電話無線基地局設備利用規約（以下「本規約」といいます）の重要事項についてご説明するものです。十分内容をご熟読・ご理解の上、本サービスをお申し込み下さいよう、お願い申し上げます。

1. 本サービス利用可能場所

- ・本サービスは、お客様が事業目的で所有、賃借または管理する建物内での利用に限らせて頂きます。

2. 無線基地局設備の取扱い

- ・無線基地局設備は弊社の資産であり、お客様は本規約の各条項及び弊社の指示に従い、無線基地局設備を適切な方法で使用、管理していただきます。
- ・本契約が終了した場合は、お客様は無線基地局設備を返却し、撤去工事に協力して頂きます。

3. 電波障害あるいは電波改善できない場合の措置

- ・電波障害が発生した場合またはその恐れがある場合、本サービス利用中であっても、弊社はお客様に事前の通知なく遠隔制御する場合、もしくは入館手続をとった上で設備の機能を停止する場合がございます。
- ・本サービスは、設置環境等によっては電波状況を改善できない場合がございます。その場合、弊社の判断と責任で遠隔制御による設備の機能停止もしくは契約を解約し、設備を撤去（※1）させて頂く場合がございます。

※1：撤去工事は弊社が行い、内容は、弊社設備とその付帯物の撤去となります。状況や条件により設置工事の際に開口工事が必要となる場合が一部ございますが、この場合の開口部に対してはバテ埋め施工を行います。

4. 電力の利用

- ・本サービスに伴う電力は、お客様にてご提供頂きます。

5. 設置機器がフェムトセル機器の場合のご注意

- ・運用者変更制度の手続きのため、お客様の法人名、住所、連絡先、ご担当者名等を総務省に届出致します。
- ・フェムトセル基地局経由でのご利用においては、携帯電話通信サービスのうち一部のサービスに差分・制限がございます。
- ・運用者変更制度の手続きを弊社に頂いていない方、または運用者として登録されても弊社の許可を得ていない方が、電源のON/OFF や機器の移動など本規約に定める禁止事項を行った場合、電波法に基づく罰則を受ける場合がございます。

6. 費用が発生する場合

以下の場合は、お客様にて費用が発生する場合がございます。

- (1)機器設置完了後のお客様のご都合による移設（※2）
- (2)契約違反等により弊社にお申し込み頂いて成立した契約が解除され、設置機器を撤去する場合。なお、撤去工事の内容は3項の（※1）と同様です。

※2：移設とは、一度設置した弊社機器を他の場所に移して利用することをいいます。但し、移設の範囲は同一建物の同一フロア内であって、かつ弊社が移設可能と判断した場合に限らせて頂きます。移設をご要望される場合、弊社に対して2ヶ月前までにご連絡が必要です。

7. サービスを終了する場合

本サービスを終了する場合、弊社が設備機器の撤去を行います。その場合の費用は6項（2）の場合を除き無償です。但し撤去の2ヶ月前までに弊社への連絡が必要です。なお、撤去工事の内容は3項の（※1）と同様です。

8. 損害賠償請求が発生する場合

お客様が設備を滅失・紛失・盗難した場合（※3）

※3：但し地震、洪水、火災等の天災その他不可抗力等が原因の場合は除きます。

9. 反社会的勢力ではないことの表明保証

お客様には、反社会的勢力（①暴力団、②暴力団関係企業、③総会屋、その他弊社規約第29条に定める団体等）でないことを保証していただきます。なお万一反社会的勢力であることが判明した場合、弊社は、成立した契約を解除することができます。

携帯電話無線基地局設備利用申込書

ソフトバンクモバイル株式会社 殿

貴社の無線通信サービス用の屋内電波改善対策のために、重要事項説明書の内容について理解しましたので、同封の携帯電話無線基地局設備利用規約（Ver2.0）等に同意し、本サービスを申し込み致します。

申込日 平成 27 6 30 日

契約者 情報	住 所	〒102-8651 東京都千代田区隼町4番2号		
	カナ	サイコウサイパンショ		
	社名	最高裁判所		
	部署名	事務局経理課		
代表者	役職	カナ	カサイ ユキヒコ	
	経理局長	氏名	笠井 之彦	
設置 場所 情報	住 所			
	店名			
	部署名	事務局経理課		
* 2 担 当 者	氏名	齊藤祐一	連 絡 先	TEL
利 用 期 間	本サービス申込月より暦月2年 ※期間満了の2ヶ月前までに利用終了の申入れをしないときは、さらに1年間更新されます。			

* 1 設置拠点の代表者（支店長・所長・部長）が代表者名欄に記入する場合、必ず氏名を自署でご記入して下さい。

* 2 契約者住所と機器設置先住所が同一の場合は、設置場所住所と店名・部署名は同上とご記入下さい。但しその場合でも担当者の氏名、連絡先TELは必ずご記入下さい。

* 3 個人の押印の場合、シャチハタは不可です。

* 4 左の名刺欄にゴム印を押印する場合でも、申込者が法人の場合は、契約者情報欄に法人の押印、個人事業主では、代表者押印が必要です。

* 5 個人印のお申し込みで、以下の条件に該当する場合、弊社より確認のお電話を差し上げる場合がございます。

・* 1 の役職の方の名刺の貼付がない場合。

・公共料金の請求書が添付されていない場合。